

尾張旭市監査公表第19号

令和3年4月30日付け尾張旭市監査公表第16号をもって公表した定例監査結果報告について、令和3年5月24日付け3財第30号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和3年5月28日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

総務部財政課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
行政財産目的外使用許可申請に対し、行政手続法の規定に基づき定めた標準処理期間を超えて許可をしている。	以後の事務においては、行政手続法の規定に基づき定めた標準処理期間内で適正に処理するよう事務を改めます。